

## 香芝市市制施行30周年記念ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市市制施行30周年の祝賀の機運を高めるとともに、市内外への発信に係るツールとなる香芝市市制施行30周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）について、企業、団体及び個人が使用する際に必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく権利をいう。）は、香芝市（以下「市」という。）に帰属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ香芝市市制施行30周年記念ロゴマーク使用申請書（第1号様式）に、ロゴマークの使用形態を示す見本、申請者の事業内容がわかる資料（法人に限る。）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体及び学校等がその業務の目的で利用する場合
- (2) 個人が営利を目的とせず利用する場合
- (3) 報道機関が報道、広報等の目的で使用する場合
- (4) 香芝市市制施行30周年事業実行委員会が実施する事業において利用する場合
- (5) その他市長が承認の手続を必要としないと認めた場合

(使用の承認等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認し、香芝市市制施行30周年記念ロゴマーク使用承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者が申請したとき。
- (4) 暴力団（香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的

に非難されるべき関係を有している者の利益につながるおそれがあると認められるとき。

(5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているように誤解させ、又は誤解させるおそれがあるとき。

(6) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。

(7) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。

(8) 香芝市市制施行30周年記念事業の趣旨に反し、又は反するそのおそれがあると認められるとき。

(9) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認をする場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、第5条第1項の規定による承認を受けた期間とする。

(遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。

(2) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(3) ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。

(4) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 使用承認を受けた使用期間が経過した場合は、直ちにロゴマークの使用を取り止めること。

(変更承認申請等)

第9条 使用者は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ香芝市市制施行30周年記念ロゴマーク使用変更申請書（第3号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の承認をする場合においては、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

(使用物品等の提出及び調査報告)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、ロゴマークの使用状況等につ

いて使用者に報告させ、又は調査することができる。

(承認の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反した場合

(2) 使用の承認の際に付した条件に違反した場合

(3) 承認に係る申請の内容に虚偽があると認める場合

(4) その他ロゴマークを継続して使用することが不適當であると認める場合

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、香芝市市制30周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書(第4号様式)により、使用者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対して、使用物品等の回収の措置を求めることができる。

(損害賠償)

第12条 ロゴマークの使用を承認したこと又は承認を取り消したことに起因する損害又は損失について、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

2 使用者がロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に与えた損害又は損失について、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

3 使用者は、ロゴマークの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

4 ロゴマークの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、ロゴマークを使用する者の責任において解決しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに承認したロゴマークの使用に係るこの要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別図（第2条関係）

①



②



第1号様式（第4条関係）

年 月 日

香芝市長 様

＜申請者＞  
住所又は所在地  
氏名又は法人名  
代表者  
電話番号

香芝市市制施行30周年記念ロゴマーク使用申請書

香芝市市制施行30周年記念ロゴマークを次のとおり使用したいので申請  
します。

1 使用物品	1 ポスター・チラシ 2 1以外の広報・印刷物 3 記念品（無償配布） 4 商品（販売を伴う。） 5 その他（ ）	
2 使用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで	
3 使用目的	※配布方法、配布対象、数量、販売の有無など、ロゴマークを使用するものをどう使うのか具体的にお書きください。	
4 連絡責任者	氏名	電話番号
	E-mail	
5 備考欄		

備考 本申請書は以下2点を添付のうえ、ご提出ください。

- 1 申請者の事業内容がわかる資料
- 2 ロゴマークの使用形態を示す見本

年 月 日

様

香芝市長

香芝市市制施行30周年記念ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市市制施行30周年記念ロゴマーク使用については、次のとおり承認します。

1 利用者	
2 承認番号	
3 使用承認期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
4 使用条件等	

備考

- 1 香芝市市制施行30周年記念ロゴマークの使用に関する要綱に従ってロゴマークを使用してください。
- 2 ロゴマークを使用する場合、使用する物品の表示、安全性に関する事項については各種法令に基づき、使用者が全て責任を負うものとします。
- 3 物品及び各種印刷物等にロゴマークを使用する際にかかる費用は、使用者が負担してください。
- 4 使用条件に違反してロゴマークを使用した場合、ロゴマーク使用申請の内容に虚偽があった場合等は、使用条件の変更、使用承認の取消し、又は使用物品の回収を求めることがあります。

香芝市長 様

＜申請者＞  
住所又は所在地  
氏名又は法人名  
代 表 者  
電 話 番 号

香芝市市制施行30周年記念ロゴマーク使用変更申請書

香芝市市制施行30周年記念ロゴマークの使用を次のとおり変更したいので申請します。

1 承認番号		
2 変更内容	変更前	変更後
3 変更理由		
4 連絡責任者	氏名	電話番号
	E-mail	
5 備考欄		

年 月 日

様

香芝市長

香芝市市制施行30周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日付けで承認した香芝市市制施行30周年記念ロゴマーク使用について、次のとおり承認を取り消しましたので通知します。

1 承認番号	
2 承認取消理由	<input type="checkbox"/> 香芝市市制施行30周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第11条第1項第 号に該当 <input type="checkbox"/> その他 ( )
3 備考欄	